

# 仕 様 書 (案)

## 1 委託業務名

湿地保全基礎調査業務

## 2 業務の背景・目的

湧水湿地は、この地域にしか見られない東海丘陵要素植物をはじめとする希少野生生物の宝庫となっているが、その多くは植生遷移や開発により消失の危機に瀕している。そのため、各湧水湿地における保全の優先順位を明らかにし、保全活動の取組を誘導するため、令和4年度に保全の重要性及び管理状況等の基礎調査を行った。この調査結果に基づき、保全活動の導入が見込まれる湿地を対象に、より詳細な調査を行い、湿地保全管理計画案を作成するとともに保全体制づくりを進めていく。

## 3 業務の概要

令和4年度の基礎調査結果に基づき、特に生物多様性上の重要な湿地や緊急性等を考慮して選定した湿地（20か所）のうち、県が示した新たに保全活動の導入が見込まれる湿地（2か所）を対象に、その地域に重要な動植物相等を調査し、保全管理に係る作業手順や手法などを記載した湿地保全管理計画案をとりまとめる。

また、今回湿地保全管理計画案を作成する湿地（2か所）及び令和7年度に湿地保全管理計画案を作成した湿地（2か所）について、有識者、地権者、地元自治体や保全団体等の関係者と調整を行い、保全体制づくりの検討を進める。合わせて、令和6年度までに計画案を作成した湿地5か所について、フォローアップを実施する。

## 4 委託業務の内容

### (1) 自然環境調査

今後、新たな保全活動の導入が見込まれる県内の湿地（2か所）について、以下の自然環境調査を行う。

なお、調査対象湿地は委託者と受託者が協議の上で選定する。

- ・現況植生図の作成
- ・植物相調査（3回以上）
- ・動物相調査（水生生物等：3回以上）
- ・水質調査（pH、EC等：3回以上）

## (2) 湿地保全管理計画案の作成

(1)の自然環境調査を行った湿地について、湿地の自然的特性や社会的特性を整理するとともに、生物多様性等の観点からその価値や保全上の課題を抽出し、具体的に実施すべき保全管理の手順、手法を検討する。

これらの結果を踏まえ、湿地保全管理計画案としてとりまとめる。

## (3) 保全体制づくり調整・フォローアップ業務

(2)で湿地保全管理計画案を作成する湿地（2か所）、令和7年度に湿地保全管理計画案を作成した湿地（2か所）及び令和6年度までに計画案を作成した湿地（5か所）について、以下の項目を実施する。

### ア 保全活動の担い手の調査

委託者が示した保全活動の担い手以外に、保全活動への協力が見込まれる湿地周辺の個人、団体等について、関係者への聞き取り等の調査を行いとりまとめる。

### イ 保全体制の構築に向けた協議の場の運営補助及びフォローアップ業務

(2)で湿地保全管理計画案を作成する湿地（2か所）及び令和7年度に湿地保全管理計画案を作成した湿地（2か所）について、今後の保全活動を担う団体を始め必要な関係者を招集し、打ち合わせを実施する。また、これまでに保全体制づくりの検討を進めた湿地（5か所）について、活動状況の確認、関係者に対する助言、協議の場の補助等を目的とした打ち合わせを実施する。これらについて、合わせて3回以上の打合せを実施する。そのうち1回以上は有識者も打合せに参加する体制とし、必要に応じて有識者に謝礼を支払う。なお、有識者への謝礼の支払いにあたっては別途旅費を支払うものとする。

### ウ 協議の場の議事録作成

イにより打合せを実施した場合、打合せ後1週間以内に議事録を作成して委託者に提出する。

## (4) 打合せ協議

本業務の遂行に必要な委託者との打合せ協議は密に行うこととし、3回以上実施する。

## 5 委託業務にあたっての留意点

(1) 本業務は企画競争のため、企画提案した事項は委託者の指示がない限り実行すること。

(2) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

- (3) 受託者は、業務に先立ち事業実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (4) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (5) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (6) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めることとする。

## 6 成果品の提出

### (1) 成果品

ア 業務報告書 2部

イ 業務報告書、記録写真及び関連データ等の電子データ (CD-R もしくは DVD-R)  
1部

ウ 完了届 1部

### (2) 提出場所

愛知県環境局環境政策部自然環境課